

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第32回）開催結果概要

1 日時

平成21年10月26日（月）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，井堀利宏，酒巻匡，仙田満，高口秀章，
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，野間万友美，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第一課長，本田能久総務局参事官，
手嶋あさみ民事局第一・三課長，齊藤啓昭刑事局第一・三課長，
春名茂行政局第二課長，小田正二家庭局第一課長

4 進行

（1）新委員の紹介

菅野審議官から，野間万友美委員が紹介された。

（2）意見交換

ア 第3回報告書製本版の紹介等について

菅野審議官から，第3回報告書製本版が刊行されたこと，仙田委員の紹介により建築関係訴訟の迅速化に関する記事が建築専門誌等に掲載されたこと，判例タイムズやNBLにも第3回報告書を紹介する論稿が掲載されたこと，日弁連から第3回報告書に対する意見書が提出されたこと等が紹介された。

（仙田委員）

今後も，学会等で広く裁判の迅速化について情報発信していくとともに，法曹界で対応すべき施策にとどまらず，より広範囲に学界，業界，国民意識等に係る施策についても提言していきたい。

(中尾委員)

弁護士会としても、第3回報告書については、全体的に高く評価している。今後は、特に、合議の充実や裁判官のみならず書記官の態勢の問題等、態勢面に関して意見を述べていきたい。

(二島委員)

今後の施策の検討においては、迅速化のみならず、一層の適正充実化についても十分に配慮していくべきだと思う。

(菅野審議官)

迅速化を検討する上でも、当然、審理の適正充実化はその前提になるものなので、これらの要素をバランスよく満たす施策を検討していただきたい。

イ 第4回検証における施策検討の進め方について

菅野審議官から、施策検討の進め方に関する事務局案として、次回以降の検討会で3回程度にわたり、フリーディスカッション方式で、委員から施策についての意見やアイデアをうかがうこと、具体的には、第33回において民事訴訟事件一般に共通する長期化要因について、第34回において個別の事件類型に特有の長期化要因及び家事事件に関する長期化要因について、いずれも制度上、運用上の施策を検討し、第35回において裁判所及び弁護士の態勢面に関する施策及び各種施策を検討する上で関連する検討課題について、それぞれ議論いただくこと、併せて、態勢面に関する施策検討等の参考にするために実情調査を実施すること、来年夏以降、以上の3回にわたる議論と実情調査の結果も踏まえて、事務局において、施策検討のためのたたき台を作成し、改めて委員から意見をうかがい、報告内容を取りまとめることが説明された。

(中尾委員)

施策検討の進め方に関する事務局案に全く異論はない。制度上の改善施

策も含めて、幅広く検討することが重要であると考える。

もっとも、争点整理は、それ自体が目的なのではなく、その後の集中証拠調べを充実させるためのものであるから、争点整理の長期化に関連する要因に関する施策については、単に訴訟前の準備促進や争点整理促進の観点のみから議論するのではなく、その後の集中証拠調べまでの全体の流れの中で、争点整理の在り方そのものについて議論した上で検討すべきではないか。

(菅野審議官)

御指摘のように全体としての手続の流れを念頭に置きながら検討することが適当な場面もあると思われる。時間も限られているので、今後のフリーディスカッションの中で、そのような点も含めて自由に意見を述べていただきたい。

(秋吉委員)

施策については、法曹三者だけの議論では見えていなかった視点を含めることが大切なので、有識者の委員の方々から幅広い意見をいただくことが重要である。

(中尾委員)

民事事件について新たな簡易手続を創設することなども考えられる。

(菅野審議官)

もとより、本検討会の性格上、制度上の改善提案が直ちに立法に直結する関係にはないものの、本検討会や実情調査の機会等に述べられた意見や指摘は、報告書を作成する際の貴重な資料となるし、各方面で有益な参考資料になるものとも思われる。

(山本委員)

私も、施策検討の進め方に関する事務局案には賛成である。なお、第5クールにおいても更に施策を検討することになるのか。

(菅野審議官)

現時点で確定的なことは決まっておらず、流動的ではあるが、第4クールでは、施策について一通り検討した上、一定のとりまとめを行い、第5クールでは、第1クール以降10年間にわたる迅速化検証作業の総まとめを行うが、第4クールで十分検討できなかった課題があれば、併せて、その検討も行うことになるだろうか。

(高橋座長)

第4クールでは、施策について相当程度の完成形を示した上、第5クールの進め方は、第4回報告に対する反応も見ながら検討することになるのではないか。

(仙田委員)

第4クールでは、一般有識者の立場から、特に専門訴訟に関する施策の提案を行いたい。

(二島委員)

証拠収集に関連する要因に関する施策を考える際には、個人情報保護の観点や守秘義務による制約をどのように考えるかという論点があるが、こうした点については、法律家以外の方々の御意見も十分うかがいたい。

(井堀委員)

望ましい審理期間をまず想定した上で、現状とのかい離がどの程度なのかという視点からアプローチすることも重要である。また、そのかい離を埋めるために、あらゆる長期化要因に対して無尽蔵にコストを投入すれば、確かに迅速化は推進されるのだろうが、限りある財政状況の中で施策を検討する以上、どの長期化要因が迅速化にとって重要なファクターであり、そこにどのような施策を採用すればより効果的に作用するのかという観点も必要である。

(菅野審議官)

社会経済状況や国民の意識等も踏まえて、最終的には、バランスのよい現実的な施策を検討していくことになるものと考えている。

(各委員から事務局案に対し異論はなく、次回以降、事務局案どおり、議論を進めていく運びになった。)

ウ 実情調査の実施方法について

菅野審議官から、事務局案として、主に態勢面に関する施策検討の参考にするために、平成22年1月から7月ころまでの間に、規模の異なる複数の裁判所(なお、地裁本庁のほか、適宜、支部や家裁も訪問。)及び法テラスの地方事務所・地域事務所において実情調査を実施すること、裁判所においては、裁判官、裁判所職員及び当該庁を利用されている弁護士から、裁判所の態勢面の実情や弁護士の執務態勢等の実情をうかがうこと、法テラスにおいては、弁護士や職員から、アクセスポイントの現状等をうかがうこと、大規模庁・中規模庁・小規模庁合計6か所程度で実施する予定であること等が説明された。

(中尾委員)

事務局案に異論はない。法テラスを訪れることについても賛成であり、参加したい。なお、実施庁を利用している弁護士だけではなく、実施庁の周辺の支部を利用している弁護士からも実情を聴いてみたい。

(菅野審議官)

参加される弁護士については、日弁連に適任の方が選ばれるようお願いしたいと考えている。ご提案のように、実施庁の周辺の支部の弁護士が実施庁の実情調査にお越しいただいても差し支えない。

(二島委員)

事務局案に賛成である。参加したい。

(その他の委員からも、事務局案に対し、異論はなかった。)

(菅野審議官)

事務局案について、委員から異論もなかったので、細目等については、事務局にお任せいただきたい。具体的な日程等、調査の細目が決まり次第、事務局から各委員に案内させていただくので、参加の可否をお知らせいただきたい。

エ 上告事件の調査・分析の方向性について

手嶋民事局第一課長及び齊藤刑事局第一課長から、上告事件の調査・分析の大まかな方向性に関する事務局案として、調査・分析に当たっての基本的視点、具体的には、第2回報告における控訴事件に関する調査・分析の手法を参考にしつつ、上告事件の特殊性をも考慮して、統計データの調査・分析を行うこと及び考えられる分析項目等が説明された。

また、菅野審議官から、今後の検討スケジュールについて、来年夏ころの検討会において、統計データ分析の中間報告を行い、委員から意見をうかがうこと、その結果を踏まえ、第4クール終盤の検討会で、他の検証事項と併せて報告書のたたき台を作成し、これに基づいて委員から意見をうかがいたいことが説明された。

(酒巻委員)

法律審である上告事件の特殊性をも考慮して分析を行うことについて賛成である。

刑事上告事件においては、当事者から上告趣意書が提出されるまでに相当の期間を要していると思われる。この点について調査・分析することは可能か。

(齊藤刑事局第一課長)

当事者の上告趣意書の提出に要する期間については、統計を取っておらず、調査・分析を行うことは難しいと思われる。

(二島委員)

国民は、上告審の審理期間だけではなく、第一審から上告審終局までの

全体の審理期間についても関心があるだろうから，民事上告事件に関する第一審受理から上告審終局までの平均期間や，刑事上告事件に関する起訴から上告審終局までの審理期間を分析項目として検討することが相当である。

控訴審における判決言渡しから上告審に事件が上がってくるまでには，書記官事務にも相当程度の労力と時間を要している。このような観点からの書記官の事務負担の問題をも考慮すべきである。

（山本委員）

民事上告事件について，上告申立てから上告審への記録到着までに要する期間についても調査・分析することはできないだろうか。

上告審で時間がかかっている事件において，上告審の各段階，具体的には，調査官報告書の提出や裁判官の審議等にそれぞれどの程度の時間を要しているかについて，関心がある。

（菅野審議官）

上告申立てから上告審への記録到着までに要する期間については，何らかの形で大まかなイメージだけでも示すことができないか，検討したい。

上告審の各段階に要している時間については，統計データを取っていない上，特に時間がかかっている事件ということになると，個別具体的な事件の影響を強く受けることも予想されることから，調査・分析をすることは困難であるが，平均的にみるとどのようになっているかについて何らかの形で大まかなイメージを示すことができないか，検討したい。

（各委員から，事務局案に対し異論はなく，事務局案どおり，準備を進めていく運びとなった。）

オ 裁判員裁判の実施状況について

齊藤刑事局第一課長から，裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

（秋葉委員）

たまたま裁判員裁判の第1号事件を担当し、裁判員との評議を経験したが、その経験から、今後も裁判員が的確に争点を把握し、審理内容を十分理解することができるよう、より充実した公判前整理手続を実施して、十分な争点及び証拠の整理を行う必要があると感じた。

(酒巻委員)

裁判員制度は、順調に滑り出したと評価している。今後、否認事件等も含め、裁判員裁判の実施が本格化するだろうが、引き続き順調に運用されるよう期待している。

(3) 今後の予定について

次回以降の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第33回 平成22年1月21日(木)午前10時から

第34回 平成22年3月18日(木)午前10時から

(以上)